

## 「知って得する Q&A vol.21」

2009年2月号に掲載いたしました「知って得する Q&A vol.21」の質問に対する回答が一部違っておりました。大変ご迷惑をお掛けいたしまして申し訳ございません。

正しい解答は下記をご覧ください。

(P26)

**Q. 中間処理業者に処分を委託した金属くずをメーカーに再生品として売却する場合、 ~ のどこに記入すれば良いですか？**

A. 中間処理業者が金属くずを再生品として売却する場合は、「 . 丙での再生品目」に記載してください。

(P27)

**Q. 木くずや金属の処分を中間処理施設で処理した後、再中間処理場へ運搬しています(その後、リサイクル)。その場合の契約書は「 . 丙での再生品目」への記入で良いですか？**

A. 金属は通常、中間処理施設で処理をした後、売却されます。その場合は、「 . 丙での再生品目」記入してください。木くずについては、中間処理業者から、さらに他の中間処理場に処理を委託し、再生するということになりますので、「 . 丙からの再生(委託)先」に記載してください。

(P28)

**Q. 処分会社で廃油から再生重油を取り出し売却しますが、処分の過程で出た微量の残渣を別の処分場へ搬入します。このケースでの記入方法を教えてください。**

A. 処分会社から再生品を売却する場合は、「 . 丙での再生品目」に記載することになりますので、再生重油は「 」へ記載することになります。なお、今回のケースでは、処分の過程で出た残渣物を最終処分場(管理型)に処分委託することですので、残渣物の部分に関しては「 . 丙からの最終処分(委託)先」に記載してください。

(P29)

**Q. 処分会社にて木材の中間処理(選別)を行い、さらに別会社にて再中間処理(破碎)を行い、製紙会社へ売却します。この場合、 と のどちらに記入するのが適当ですか？また、記入方法を教えてください。**

A. このケースでは、処分会社(選別)ののち、再中間処理場(破碎)にて再生されるとのことですので、「 . 丙からの再生(委託)先」の方が適切だと考えられます。